AMS(R)Sにも分配されていること。

f)　WRC-07が、第5.444B号の下で、5091-5150MHzの周波数帯を一次的基礎でAMSにも分配したこと。

g)　5150-5250MHzの周波数帯は、一次的基礎でAMSを除くMSにも分配されていること。

h)　WRC-07が、第5.446C号の下で、5150-5250MHzの周波数帯を一次的基礎でAMSに追加分配したこと。

i)　AMSにおけるAMTは、第1.59号で定義されている安全業務のアプリケーションとは考慮されないこと。

以下に留意し、

a)　決議第230（WRC-03、改）に従って行われた研究の結果、一次的基礎のAMSでの5091-5250MHzの周波数帯の使用は、一定の条件と取決めの下でならば飛行試験での遠隔測定用送信に限定して実現可能であることが示されていること。

b)　5091-5250MHzの周波数帯で運用する航空機局について、ITU-Rが特定する技術上及び運用上の要件によって、他の業務への混信を防ぐこととすること。

c)　5091-5150MHzの周波数帯は、精密な進入と着陸を目的に国際標準化されたMLSの運用のために使用されることになっていること。

d)　遠隔測定を支援するためのAMSの送信機とMLS受信機の間で十分な離隔距離を設けることで、MLSを保護することができること。

e)　5091-5250MHzの周波数帯で運用されるAMSとFSS間の両立性及び共用を確実に可能にするための方法が、ITU-Rの研究によって作成されたITU-R報告M.2118において、AMT航空機局の送信から固定衛星業務の宇宙機の受信機への干渉が$\Delta T_{satellite}/T_{satellite}$の1%を超えないことと結論付けられていること。

f)　MLSとAMSとの共用を促進する方法は、ITU-R勧告M.1829に含まれていること。

g)　ITU-R勧告M.1828が、飛行試験のための遠隔測定用送信に限定されたAMSにおける技術上及び運用上の要件を定めていること。

h)　ITU-Rにおいて、飛行試験に限定されたAMTのための共用性の研究が行われていること。このアプリケーションは、主管庁がこの目的のために指定した空域において行われる、航空機の開発、評価及び／又は認証のための非商用の飛行中に行う航空機のテストのためのものであること。

以下を認め、

a)　5030-5091MHzの周波数帯においては第5.444号に従い、MLSに優先権が与えられることになっていること。

b)　ITU-Rにおいて、5091-5250MHzの周波数帯における他の業務とともに飛行試験のためにAMTの共用と両立性に関する研究が行われてきていること。

c)　決議第748（WRC-12、改）も、AMSによる5091-5150MHzの周波数帯の使用の指針を定めていること。

以下を決議し、

1　AMTを実施することを選択した主管庁は、5091-5250MHzの周波数帯においては、AMTのアプリケーションを留意事項h)で特定されているものに限定し、本決議の第１附属書に定める基準を用いること。

2　本決議の第１附属書の§3及び§4にある陸上業務を保護するためのpfd制限値は、主管庁が同意した国の領域においては超えることができること。

以下をITU-Rに要請する。

留意事項a)で定められている条件及び取決めの研究を継続すること。

決議第418（WRC-12、改）の第１附属書

1　AMTを行うに当たって、主管庁は以下の基準を用いること。

－　送信は、航空機局に限ること（第1.83号参照）。

－　5091-5150MHzの周波数帯における航空遠隔測定システムを運用する場合は、AMT飛行試験地域から距離Dの範囲内に位置でMLSを運用する主管庁と協議を行うものとする。ここで距離Dは以下の等式で決定される。

$D=43+10^{(127.55-20\log(f)+E)/20}$

この場合、

D:　調整を開始する要件となる間隔の距離（km）

f:　AMTシステムによって使われる最小周波数（MHz）

E:　航空機局の送信機の最大e.i.r.p.（150kHzにつきdBW）

2　FSSを保護するために、5091-5250MHzの周波数帯における遠隔測定用航空機局は、地球をカバーする受信アンテナを使用する宇宙船のためのFSS衛星軌道における航空機局の送信機一台当たりのpfdが-198.9dB（W/(m²･Hz)）に制限されるように運用する。こうした航空機の送信機のpfd制限値は、FSS衛星の軌道が1414kmの高度にあり、FSS衛星からの視野の範囲で21個の同一周波数のAMT送信機が同時に運用されることを想定して導き出された衛星の可視範囲で、同時に運用される同一周波数のAMTが21個よりも少ない場合には、pfdの総和が衛星において、$\Delta T_{satellite}/T_{satellite}$の1%に相当する-185.7dB（W/(m²･Hz)）を超えない範囲で、送信電力を調整することができる。

3　5150-5250MHzの周波数帯における移動業務を保護するために、飛行試験のための遠隔測定用送信に限定されたAMSシステムの航空機局からの発射によって地表で生じる最大pfdは、以下の値を超えないものとする。

$-79.4\text{dB(W/(m}^2\cdot\text{20MHz))}-Gr(\theta)$

$Gr(\theta)$は、MSの受信アンテナの仰角θに対する利得を表し、以下の表により得られる。

無線接続システムの仰角アンテナパターン

仰角θ（度）	利得$Gr(\theta)$(dBi)
$45 < \theta \leq 90$	-4
$35 < \theta \leq 45$	-3
$0 < \theta \leq 35$	0
$-15 < \theta \leq 0$	-1
$-30 < \theta \leq -15$	-4
$-60 < \theta \leq -30$	-6
$-90 < \theta \leq -60$	-5

4　5091-5150MHzの周波数帯におけるAM(R)Sを保護するために、AM(R)Sを第5.444B号に従って配備することのできる所では、飛行試験のための遠隔測定用送信に限定された航空移動業務システムの航空機局からの発射によって地表で生じる最大pfdは次の値を超えてはならない。